

平成 20 年 5 月 22 日

内閣府国民生活局「生活安心プロジェクト」
(行政のあり方の総点検) 意見募集担当御中

『消費者・生活者を主役とした行政への転換に向けて』に対する意見

特定非営利活動法人 埼玉消費者被害をなくす会

意見

《第 1 章 消費者・生活者を主役とした行政への転換の必要性》

論点番号 1 : 必要

消費者・生活者を主役とした行政へ転換することは重要な課題であり、国民生活が充実し国民の安心した生活を支えるためにも必要です。

論点番号 3 : 賛成

全ての国民は消費者・生活者であり、社会が向上していくためには国民が安全で安心な消費生活を送れる社会の構造が不可欠と考えます。民間企業・事業者団体は社会的責任を果たし、国民の真の信頼を得てこそ発展していくものであり、国・行政はその「民」の役割が十分果たせるように「国のかたち」を創り変え、「官」の役割を再定義するべきです。

《第 2 章 消費者・生活者が主役の行政に向けた横断的課題と具体的方策》

論点番号 4 : 地域を支える消費者団体が活動を活発にし、消費者の生活の安定と向上のために役割を果たすことは消費者が主役となる社会を創っていく上で重要な課題です。市区町村は消費者団体の育成に力を入れること、国や都道府県は団体が活動に十分な財政の支援を行なえるように地方行政へ支援を行なっていくことが必要です。

論点番号 5 : 賛成

行政の適格消費者団体への財政支援は必要です。団体の充実した活動のためには行政からの情報提供も重要な支援も必要です。

また、県域を越えた悪質業者の活動などには、国による複数の適格消費者団体への迅速な情報提供および情報共有の支援と財政支援が望ましいです。

論点番号 6 : 賛成

現在の社会・地域・家庭の生活環境では「生活力」を十分に身に付けるにはことは難しくなっています。学校教育に依存しすぎることは望ましい事ではありませんが、消費者・生活者としての必要な知識を教育・団体生活の中で学んでいくことは積極的に進めていってよいとえます。

論点番号 8 : 賛成

全府省庁の任務規定に消費者・生活者の安全・安心の確保のために働くといった趣旨を取り入れるべきです。

論点番号 11：賛成

消費者・生活者対応をしてきた外部からの専門家を積極的に採用すべきです。

論点番号 12：賛成

新組織の施策の推進が十分に図られるためにも予算を増やしていくべきである。

論点番号 13：賛成**論点番号 14：賛成****論点番号 15：「新組織」の所管すべき法律**

- ・消費者基本法
- ・消費者契約法
- ・電子消費者契約法
- ・金融商品販売法
- ・公益通報者保護法
- ・食品安全基本法
- ・JAS法
- ・有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律
- ・景品表示法
- ・特定商取引法
- ・無限連鎖講防止法
- ・海外商品市場における先物取引の受託等に関する法律
- ・ゴルフ場等会員契約の適正化に関する法律
- ・貸金業法
- ・出資法
- ・振り込め詐欺救済法
- ・宅建業法
- ・独立行政法人国民生活センター法
- ・特定非営利活動促進法（NPO法）
- ・製造物責任法
- ・預金者保護法
- ・プロバイダ責任法
- ・消費生活用製品安全法
- ・食品衛生法
- ・特定電子メールの送信の適正化等に関する法律
- ・特定商品預託法
- ・割賦販売法
- ・利息制限法
- ・個人情報保護法

論点番号 16：必要**論点番号 17：必要**

論点番号 18：「新組織」が消費者市民社会を促進する組織として十分に役割発揮するために
新組織構成メンバーには消費者の意見や現場の問題点を把握している専門家等の登用を積極的に進めるべきです。

論点番号 22：賛成

論点番号 24：国と地方自治体の役割はいずれも強化が必要です。両者の役割分担を明確にした上で、連携が強化されていかなければ国民生活の安全・安心の確保は図れないと考えます。

論点番号 26：

当会では埼玉県内の消費生活関連調査を9年間行なってきましたが県内69市町村の相談窓口の開設状況は充分とはいえません。週4日および5日開設の自治体は14自治体で、常時2人体制の自治体は1自治体のみです。

安全・安心に関する施策を実効性あるものにするためには、都道府県ごとに設ける中核的な消費生活センターの強化が必須です。地域のセンターを支援し、補完的な役割を果たせるよう役割分担を明確化し、連携体制を整えていくべきと考えます。

また市区町村の消費生活センターは、消費者／生活者により近い立場で地域におかれる必要があります。消費者の安全・安心が担保されるために地域に密着した存在であるべきです。

論点番号 27：賛成

安全・安心に関する施策を実効性あるものにするため必須である市区町村の消費生活センターの充実化は非常に重要な課題です。消費生活相談員の人数、身分、待遇を改善し、その能力と経験、専門性が十分に発揮できるよう早急な環境整備が必要です。そのためには国からの地方行政に対する十分な財政支援が必要です。

論点番号 28：概ね賛成

可能な限り研修は必要だと考えます。公務員の意識改革につながる研修にすることが必要です。

論点番号 29：概ね賛成

形式上の研修にならないよう、研修先の選定と受け入れ側の受け入れ体制が充分であれば有益と考えます。

論点番号 30：概ね賛成

成果主義にとらわれてしまわないような制度にしていく必要があります。

論点番号 31：賛成

論点番号 37：必要

論点番号 38：実際に必要な施設整備が足りない地域であれば必要ですが、広く国民の意見を聴く体制を整えることのほうが重要です。

論点番号 42：賛成

消費者からの意見を積極的に政策へ反映していくことが重要です。

また、意見募集の呼びかけにおいても限られた消費者、団体に偏らないよう、広く理解を得られる形でのよびかけや説明が必要です。

論点番号 43：賛成

論点番号 44：賛成

ただし意見提出に関してはそれなりの準備が必要になります。各団体の状況も考慮に入れた方法での制度改正が必要と思います。

論点番号 45：賛成

論点番号 46：賛成

論点番号 48：必要

審議会等への報告は必要ですし反映される体制にしていくことも必要です。

論点番号 49：必要

行政運営の改善に生かせる体制の構築も必要ですし、改善に生かす努力と意識向上も必要です。

論点番号 52：必要

論点番号 53：必要

情報共有が円滑に行なわれるような組織の仕組みと十分な財政支援は必要です。

論点番号 54：必要

論点番号 56：賛成

論点番号 57：必要

専門的な人員配置と人材の危機意識向上が必要です。

論点番号58：賛成

事業者の社会的責任を法の上でも明確にすべきだと思います。

論点番号59：賛成

論点番号60：賛成

消費者に対して過剰報道が先行しないよう、配慮の上で早期警告は必要です。

論点番号61：賛成

論点番号63：概ね賛成

トレーサビリティの制度は信頼性の観点からは有効ですが、徹底するためには管理に伴うコストや作業が事業者側に増大します。制度の有効活用が可能であれば義務付けていくことには賛成です。

論点番号64：賛成

論点番号66：

法律の検討は必要ですが一元的な体制作りが優先された上での課題と考えます。

論点番号 67：賛成

安全性の観点からは必要です。

論点番号68：賛成

論点番号69：概ね賛成

消費者団体等の起案は手段のひとつとしては賛成です。

論点番号71：賛成

消費者の誤認を生まないような表現努力と、無駄な廃棄を生まないための配慮が大切ですが、適切な事実表示に努めるべきです。

論点番号72：賛成

論点番号74：賛成

必要性のある食品から見直すべきです。また情報提供の仕方の工夫も必要と思います。

論点番号76：賛成

本来目的とする消費者保護が適正におこなわれるために、規制の見直しを充分に行ない機能するための体制を整備していくべきです。

論点番号77：必要

論点番号86：賛成

社会全体として法令遵守の徹底を図るために行政機関から実効性ある体制整備を進めていくべきです。

論点番号90：賛成

論点番号92：賛成

論点番号93：賛成

論点番号94：賛成

論点番号95：賛成

<お問い合わせ先 埼玉消費者被害をなくす会 事務局 電話：048-844-8971>